

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター

第 3 号 1997年4月

HEADLINE

1 ラオス・ヴィエトナム訪問雑記

2 ラオス・ヴィエトナム法整備調査報告

当財団の小木曾國隆評議員及び相沢繁昌事務局次長がラオス・ヴィエトナム両国を訪問して法整備状況を調査しました。

3 モンゴル法整備調査報告

法務省法務総合研究所の鳥本喜章検事がモンゴル国を訪問して法整備状況を調査しました。

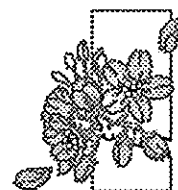
4 理事会・評議員会開催のお知らせ

本年度の理事会及び評議員会が5月22日(木)に開催されることとなりました。

ヴィエトナム法頒布のお知らせ

当財団の小木曾國隆評議員及び相沢繁昌事務局次長がヴィエトナム国を訪問したおりに、下記のヴィエトナム法等の資料(英文)を入手することができました(ただし、Unofficial Translation)。配布を希望する会員の皆様には、コピー又は原本の貸し出しをいたしますので、財団事務局まで御連絡願います(連絡先は末尾にあります。)

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 1 民法 | 6 労働契約及び経済契約並びに労働及び経済紛争の解決について | 11 官報 1996年 No.1 ~ No.24 |
| 2 外国投資法 | 7 ヴィエトナム労働法及びその施行状況について | 1997年 No.1 ~ No.2 |
| 3 環境保護法 | 8 外国人の入国、出国、居住及び旅行並びに婚姻及び家族について | |
| 4 ヴィエトナムにおける外国投資及び投資保護 | 9 ヴィエトナム社会主義共和国の行政組織 | |
| 5 ヴィエトナムにおける外国投資に関する行政手続の改正について | 10 行政手続の違反の処理について | |



ラオス・ヴィエトナム訪問雑記

— 両国におけるフランスの影響 —

評議員 小木曾國隆

この度、3月5日から15日までの間、当財団の相沢事務局次長ほか1名との3名でラオス・ヴィエトナム両国を訪問する機会を得た。両国の訪問には、例えばラオスに行くためには日本からの直行便がなくバンコックで一泊する必要があること、日程中に土曜日曜が入ることなど日程上のロスが大きかった。したがって、両国の司法省等関係機関の訪問はハードスケジュールとならざるを得ず、ラオスでは午前8時30分の司法大臣訪問から始まって午後9時の司法大臣招宴の終了まで、各訪問先に予定時間を遅れて到着する迷惑をかけながら走りまわることになった。この訪問の報告は、相沢氏との別項記事に任せることとして、ここでは、以前フランス領であった両国に残っているフランスの影響について気付いたことを述べてみたい。

司法関係では、両国とも、仏領時代の法律は残っていないし、刑法の法人処罰規定などフランス法を研究しているようであるが、現在の両国の法律はさほどフランス法の影響を受けているようには思えない。しかし、法廷の構造を見ると、検事席の向かいの壇上の席は書記の席であり、書記の横の一段低い場所の席が弁護士の席となっているなどフランスの法廷同様の配置になっている。

ラオスの首都ビエンチャン市、ヴィエトナムのホーチミン（旧サイゴン）市中心街は、歩道が整備され、公園が多く、南仏風のきれいな街並みである。我々がホーチミンで泊まった古いホテルは、部屋の調度品が豪華で、天井の高さは7、8メートルあり、バスルームも東京のビジネスホテルの一室ぐらいの広さがあり、東京の一流ホテルとは少し趣が異なっており、洗面の水・湯などの表示も仏語が使われ、仏語になじみのない者にはしばらく水を出してみないと水が湯か分からない。また、部屋に *Le courrier du Vietnam*（ヴィエトナム通信）という仏語新聞が置いてあった。なお、この新聞の定価は2,000ドン（約20円）である。

ホーチミンのホテルでは、クロワッサン、バゲット、クロックムッシューなど多種類のフランス風のパン類を置いているほか、街頭のあちらこちらで、各種の露店とともに、かごにたくさんのバゲットを入れたパン売りをみかける。

両国には、仏領インドシナ時代を懐かしんでか、あるいはカトリーヌ・ドヌーブ主演の映画「インドシナ」の影響か、フランス人観光客のグループが目につく。

ビエンチャン市にはパリの凱旋門をまねたアーヌサワリーと呼ぶ戦没者慰霊塔があり、ここの屋上から見ると、高層建物はないが、パリの凱旋門から景色同様に道路がエトワール（星）状に広がっているのが見渡せる。

ラオスでは、司法関係者の多くが仏語を話し、司法大臣からの我々に対する晩餐会の招待状も仏語で書かれていた。この招待状に、服装 la ville（平服）と書かれていたが、我々は、平服とは特に正装しなくても良いという意味と解して背広を着て出席したが、一緒に招待された日本大使及び JICA 所長はポロシャツ姿であり、暑いラオスではこれが平服であると言っていた。しかし、ラオス側は司法大臣を始めとして全員背広で出席していたので、この平服の意味をラオス側に聞いてみようと思っていたが、飲んでいるうちに聞くのを忘れてしまった。

ビエンチャン中心街にある高校はリセ（フランス語で高校をリセと言う）と呼ばれている。

また、ラオス JICA 事務所を訪問したところ、この建物は、仏領時代の個人住宅であるとのことでしたが、バスルームにビデがあり、若い頃フランスに行った際、この便器様のものがなんだか分からず、便器にしてはおかしいと考えたことを思い出してニヤリとした。

両国とも、フランコフォーン (francophone 仏語圏) に属していて、本年11月には、ベトナムで同国を主催国としてフランコフォーンのサミットが開かれる予定である。ラオスはともかくとして、ベトナムでは現在仏語を使用する者も少ないなどフランス色が薄れているのに、フランコフォーンに属していると聞いて奇異な感じを持ったが、ベトナムの新聞に、フランス・スイス・カナダ・ベルギーなどのフランコフォーンの国からのベトナムに対する援助の記事があり、同国がフランコフォーンに属している利益が理解できた。

元フランス領で、フランスの影響の残っている両国であるが、ベトナムでは、すでに英語使用者の方が多いと思われ、ラオスでも、会議が英語で行われるアセアン加盟を目前にして、英語教育を強化しており、ここ数年のうちに、急激にフランス色が薄れていくものと思われる。



ラオス・ヴィエトナム調査報告書

評 議 員 小 木 曾 國 隆
事務局次長 相 澤 繁 昌

1 はじめに

我々は、法制度等の調査及び研究を目的として、平成9年3月5日(水)～3月15日(土)までの10泊11日の日程でラオス人民民主共和国及びヴィエトナム社会主義共和国を訪問した。

本調査及び研究の報告は次のとおりである。

2 調査・研究の目的

(1) ラオス国

法整備支援研修の要望調査及び法整備状況等の調査・研究

(2) ヴィエトナム国

法整備支援研修の要望調査、同研修員との座談会及び法整備状況等の調査・研究

3 ラオス人民民主共和国における調査・研究

(1) 日本大使館表敬訪問(坂井特命全権大使)

①大使からラオスの社会情勢についての説明

②国際民商事法研修の説明及び法整備支援について意見交換を実施

③法整備支援等に対する大使の意見

・ASEANには加盟したが関係法の整備が遅れており、今後も法整備等ソフト面の整備が必要であるので、司法大臣とも協議していきたい。

(2) 高畑JICAラオス事務所長表敬訪問

①所長からラオスの現状についての説明

②国際民商事法研修の説明及び短期専門家派遣、国別特設研修等の法整備支援に関する意見交換

③法整備支援等に対する所長の意見

・ラオスの要望は、ヴィエトナムと同様に法整備支援を依頼するものであり、どのような方法が適切か検討したい。

(3) カムウアン・ブッパー司法大臣表敬訪問(フィー・ポルセナ官房長同席)

国際民商事法研修及び法整備支援等に対する意見・要望事項

・ラオスと日本の司法を通しての友好関係を構築したいと考えているので、来年の国

際民商事法研修にラオスから2名参加できることは大変有意義なことである。

- ・ ASEAN 加盟を控え、国際社会に受け入れられるためには法律の整備が必要と考えているので、専門家派遣及び研修員受入等の支援をお願いしたい。
- ・ 司法研修所、法務総合研究所等の組織のデザインを取り入れたい。また、少年院の建設をお願いしたい。
- ・ 今後は土地法、農業関係法、工業関係法、サービス関係法、地方自治関係法の整備を行う予定である。
- ・ ラオスでは依然として焼畑が行われており、森林対策の必要上土地法の制定が急務である。

(4) ラオス司法省との打合せ

ラオス側出席者 フィ官房長、カムコン法制局長、トーンブット裁判所統括局長
ヌーパン判決執行委員長、ボーン弁護士会長、ブンローム経済
紛争調停副委員長、ケートケオ法律宣伝局副局長

①ラオスの司法の実情

- ・ ラオスの裁判所は最高人民裁判所(1ヶ所)、県裁判所(18ヶ所)、郡裁判所(136ヶ所)で構成されている。
- ・ ラオスの裁判所に勤務する職員は803名で、裁判官は214名である。裁判は二審制で陪審制度はない。
- ・ 裁判所の人事・予算等は司法省の監督下であるが、判決の内容について司法省が干渉することはない。
- ・ 検事は人民検察院の管轄下で立法府に属しており、当省では実情を把握していない。
- ・ 弁護士会の組織は設立されてからまだ8ヶ月である。弁護士の数は全国で23名であるが、うち20名がヴィエンチャン在住で、女性は1名のみである。
- ・ 弁護士になる資格は、25歳以上で、規律正しく、健康であり、法律を広めようとする精神のある人に限られる。
- ・ 現在外国人弁護士はいないが、外国企業との間で紛争が起きた場合にラオスの弁護士と外国人弁護士が協力することに対する規制はない。ただし、外国人弁護士は法廷内で発言できない。
- ・ 仲裁委員会は1995年4月から活動しており、司法省内に事務所がある。仲裁委員は全部で69名(うち女性は35名)であるが、外国人はいない。使用言語はラオ語のみだが、通訳を付けることができる。1995年4月～1996年12月までの事件

数は 100 件(50 %解決)で、今年は 24 件(4件解決)である。ラオスと外国との仲裁事件は全部で31件であるが、双方が契約で合意すれば裁判の管轄を外国に移すことができる。

仲裁の料金は、次のとおりである(1キープ約9円)。

1,000 万キープ以上～ 2,000 万キープ未満	仲裁額の1%
2,000 万キープ以上～ 5,000 万キープ未満	〃 2%
5,000 万キープ以上～1億キープ未満	〃 0.75 %
1億キープ以上	〃 0.5 %

②国際民商事法研修及び UNAFEI (国連アジア極東犯罪防止研修所)に対する意見等

- ・国際民商事法研修は日本とラオスの交流に大変有意義であるので、是非参加させていただきたい。
- ・UNAFEI の研修へ来年度参加できるように手配しているところである。

(5) ケット最高人民裁判所長官表敬訪問

ラオスの裁判所の実情

- ・最高人民裁判所の職員は 31 名で、裁判官は長官・副長官(各1名)、裁判官9名(うち女性1名)で構成されているが、地方裁判所の裁判官が不足(30代から40代がい)しているので全国の裁判所に法律の指導を行っている。
- ・最高人民裁判所の事件数は、1996 年は約 500 件、今年は 110 件である。民事部、刑事部、軍事裁判部(法律上で組織されていない)で構成され、家庭裁判所はない。
- ・判例集は判決の原本があるのみで、当所で保管をしているが、この判決書を用いて法律学校で講義が行われている。
- ・裁判官の研修等は、セミナー形式で年1回行っている。

(6) シダ・ヴィエンチャン人民裁判所長表敬訪問(所長以下5名同席)

ヴィエンチャン人民裁判所の実情

- ・12 名の裁判官が民事・刑事の事件を担当している。昨年的事件数は、民事事件が 745 件、刑事事件が 139 件であり、裁判に要する期間は簡単な事件が2～3ヶ月、困難な事件が3～4年である。
- ・郡裁判所の管轄事件
 - 民事事件 50 万キープを超えないもの
 - 刑事事件 2年以下禁固刑のみ

県裁判所の管轄事件

民事事件 50万キープ以上

刑事事件 郡以外に関する事項

- ・裁判官一人あたりの事件数は120件であるが、個々の能力に応じて配分される。
- ・死刑事件は制度施行後1990年に1件あり執行された。恩赦制度もある。

(7) トンギー高等法律学校長表敬訪問(タヌー副校長同席)

学校の実情

- ・法律家の養成を目的に1986年に中等科(3年間)で開校し、1994年に現在の高等法律学校になった。1年目が教養課程で、5年間が専門課程となっている。法律科目は34科目でその他が24科目である。言語教育(英語・フランス語)も実施している。
- ・生徒数は1,340名(うち女性は237名)で職員数は55名である。
- ・生徒は就職先(国会・警察・軍・裁判所等)から入学する者と大学または高校等から入学する者などがいる。
- ・裁判所への実習は3ヶ月ほどで今年から模擬裁判の講義も実施している。

4 ヴィエトナム社会主義共和国における調査・研究

(1) ヴィエトナム司法省との打合せ

ヴィエトナム側出席者 クォーン国際協力局長, トウン民事経済法局長, ギャット国際協力局次長, ビェー戸籍公証局長, キム民事執行副局長, ルー刑事法制局長, マイ法律研究所研究官

①ヴィエトナム側の要望

- ・法整備支援研修の研修員の数を20名でお願いしたい。
- ・日本で行う前期(登記・戸籍・供託), 後期(民事訴訟法・民事執行法)の研修の前にヴィエトナムに専門家を派遣してセミナーを開催していただきたい。

②ヴィエトナムの法整備の現状

- ・現在は登記, 戸籍の法整備を進めており, 国連の協力で3郡の58村にコンピュータが導入された。
- ・供託についても法整備を進めているので, セミナーで講義をしていただきたい。

(2) ヒェン司法副大臣への表敬訪問

法整備支援研修・国際民商事法研修の説明及び意見交換

- ・昨年も多数の研修員を日本に派遣して有意義な研修や施設等の視察をさせてい

ただき、今後の法整備に大いに役立つと思われる。

・法整備支援研修等について今後とも御支援をお願いしたい。

(3) 日本大使館表敬訪問(鈴木特命全権大使)

①大使からヴェトナムの社会情勢についての説明

②法整備支援研修・国際民商事法研修の説明及び意見交換

③法整備支援等に対する大使の意見

・ヴェトナムはソフト面の整備が必要なので、法整備支援には大変感謝している。
今後もよろしくをお願いしたい。

(4) タム・ハノイ法科大学副校長表敬訪問

・ヴェトナムでは当大学が1979年に設立され、1987年までヴェトナムで唯一法律家を養成する大学であったが、1988年にはハノイ大学に法学部が設立され、1994年にはホーチミン大学が設立された。

・本校の生徒は、6,000名で、地方の学生が15,000名いる。地方の学生とは本校の教授が出張して講義するもので、1,200名程度が宿泊できる寮もある。

・本校の職員数は480名(講師200名)で、部外講師が150名いる。部外講師のうち30名は司法省の職員である。

・卒業後は自由に職業を選択して90%が就職する。今年度の卒業予定は500名程度である。

・卒業生は4年後に再度試験を受けて裁判官になる。この試験は500名が受験して50%が裁判官に任官する。

・本校への入学試験は24,000名が受験して合格者は2,000名である。

(5) ゴック・ハノイ人民裁判所長表敬訪問(ホイ・ギーア裁判官ほか1名同席)

ヴェトナムの裁判所の実情

・当所の職員数は140名で、裁判官は63名である。裁判官の担当は刑事が29名、民事が22名、経済が4名、行政が3名、労働が3名、事務局が2名である。

・裁判所の職員は1年前から法学部の卒業生を採用している。

・刑事事件は検事が立ち会うが、弁護士は本人の要求があれば立ち会うことができる。死刑及び未成年(18歳未満)の事件は弁護士が立ち会うことになっている。

・死刑事件は年間6~7件程度で、罪状は麻薬の密売、殺人、略奪等である。

・事件処理は複雑な場合は公判開始後2~3日で終了し、簡単な場合は1日で終了する。

・経済裁判所の管轄事件は、主として会社間の契約紛争であり、ヴェトナムと日本

の会社関係の紛争は経済裁判所の管轄となる。外国会社に関する事件としては、韓国・台湾などの事件がある。経済裁判の事件件数は 26 件で、処理には早い場合で1～2ヶ月、複雑な場合は3ヶ月かかる。外国弁護士の立ち会い等はされていないが、司法省が検討中である。

(6) ヴィエトナム法整備支援研修同窓生との座談会(15名参加)

法整備支援研修の研修効果及び同窓会の発足についての意見交換

- ・日本での研修で登記法等を勉強したことは大変役に立った。司法大臣へも報告した。わずか3週間だったが日本の印象は大変良かった。
- ・講義内容は十分であった。日本の法律及び日本の文化に接し大変良かった。
- ・10月の民事執行等の研修では日本の担当部署を見学したい。
- ・(財)国際民商事法センターと法整備支援研修員との同窓会を発足し、今後同窓会を通じて日本とヴィエトナムの友好関係を構築したい。

(7) アン・ホーチミン人民裁判所長表敬訪問(副所長2名以下裁判官4名同席)

ホーチミン人民裁判所の実情

- ・1976年に設立され、現在15名の裁判官がいる。
- ・契約関係等経済に関する事件は1996年は218件あり、経済事件における外国企業関係者の割合は10～12%である。経済部には5名の裁判官がいる。
- ・刑事事件において起訴するのは人民検察院であり、2週間以内に裁判所へ起訴しなければならない。
- ・死刑判決は、1996年は24件あり、罪状は主として麻薬に関する事件である。死刑に関する事件は最高人民裁判所まで上告される。なお、1995年の解放記念日に恩赦が実施され、過去の分は減刑された。

5 まとめ

今回の調査・研究では、財団法人国際民商事法センターはもちろん、外務省(本省、在ラオス大使館、在ヴィエトナム大使館、在ホーチミン領事館)、国際協力事業団(JICA)(本部派遣第一課、在ラオス事務所、在ヴィエトナム事務所)、JICA長期派遣専門家武藤弁護士、住友商事株式会社(在ヴィエトナム事務所、在タイ事務所)に多大の御支援・御指導を賜り、また、在関係国大使館等の御尽力で多くの方々を表敬訪問し、また、司法関係機関とも意見交換することができた。これら関係者及び関係機関各位に深く感謝するとともに、今後とも同様の御力添えをお願いする次第である。

モンゴル法整備調査報告

法務総合研究所総務企画部付検事

鳥本喜章

1 はじめに

モンゴル国は1990年代になって急速な民主化、市場経済化を進めており、日本に対して経済協力や市場経済化に向けた民商事の基本法整備についての知的支援等を強く要望してきているが、私は平成9年3月に約10日間の日程でモンゴル国に赴いて同国の経済、法律その他の現状を総合的に調査する機会に恵まれた。そこで、本稿で今回の出張の概要と調査概要を報告することとしたい。

2 出張日程等

今回の出張は、日本国政府がモンゴル国に派遣するモンゴル経済協力総合調査団(団長は中平前カナダ大使、メンバーは外務省ほか経済官庁を中心に団長以下19名)の一員として参加したものであった。したがって、モンゴル出張中は基本的に同調査団と行動を共にした。出張期間は、平成9年3月11日から同月19日までであり、その概要は以下のとおりである。

①モンゴル政府代表団との協議(於:対外関係省)

全体テーマの協議

個別テーマの協議

重点分野①—インフラ整備—産業振興のための経済基盤整備

重点分野②—市場経済移行のための知的支援・人材育成

重点分野③—農業・牧畜業振興

ヴァグムハント司法省広報局長と個別協議

②ODA関係施設の視察:モンゴル鉄道,ウランバートル市営バス,火力発電所

③進出日本企業との懇談会(於:日本大使公邸)

④対外関係省招待郊外視察(テレルジ方面)

⑤エンフサイハン首相表敬(於:迎賓館)及び首相主催昼食会

⑥オチルバト大統領表敬

3 モンゴルの概況

(1) 政治

1980年代の東欧における民主化運動同様、モンゴルにおいても1989年に若い世代を

中心に民主化運動が高まりを見せ、その結果、1990年7月、初の多党制に基づく選挙が行われ、1992年1月公布の憲法では国名も「モンゴル人民共和国」から「人民共和国」が外されて「モンゴル国」とされるなど、政治的には民主化へ急転換を遂げた。そして、1996年の国政選挙で、1975年間モンゴルを支配していた人民革命党政権が倒れ、民主連合(民族民主党及び社会民主党の連立政権)が政権を握った。

(2) 経済

モンゴル国は、上記の政治的な民主化に連動する形で、旧来の計画経済から市場経済への移行を急速に進めており、IMF、世界銀行等の国際機関や日本、ドイツ等の各国の支援の下に、公的部門改革(行政改革)、国有財産の民営化、銀行改革、自由貿易化、為替レートの変動相場制への移行等の経済構造の自由主義化の政策を実施している。

日本の経済協力はモンゴル国への諸国からの経済協力の半分あまりを占めており、第1のドナー国である。ウランバートル市内を走るバスの中には、車体に「日の丸とモンゴル国旗」を付け、その下に「日本—モンゴル 経済協力」という表示のされているものが見立った。

しかし、この急速な市場経済への移行政策の下で、国家財政の赤字増大による逼迫、貧富の差の拡大、高金利、企業の膨大な赤字、急激なインフレの進行など種々の経済上の問題が発生している。例えば、バスの値段はここ数年で約200倍になっているし、モンゴル通貨のツウルグルは、1995年には1\$=485trgであったのが、最近では、1\$=約800trgと下落している。そのため、これに対処すべく、モンゴル政府は、行政改革(20省→9省と半減)、財政赤字の削減、通貨量の抑制等の重点政策を目下遂行している。

(3) 法整備状況

1992年の新憲法を受けて、市場経済化・民主化のための法的整備として、民法、税法、海外投資法、特許法、独占禁止法、為替法、土地法、会社経営法、組合法、預金法、手形法、銀行法等の主要な法律の制定・改正作業を行っており、今後、実態に合わせた更なる改正及び関連法案の整備を行っていく方針とのことであった。

また、モンゴル司法省において、約160件の法令の内、経済関係法を中心に英語への翻訳の作業中であり、現在20位の法令について翻訳済みであるとのことであった。そして、現行の法令についてのコンピュータ利用を進めており、モンゴル語では全法令を既にフロッピーに入力済みであり(約100ドル程度で販売しており、入手可能)、将来は、英語に翻訳した法令集をフロッピー化したいという意向であった。



1 平成9年度第一回理事会及び評議員会の開催

平成9年度第一回理事会及び評議員会を下記の通り開催します。

日時：平成9年5月22日(木) 14:00～15:30

場所：法曹会館2階 高砂の間

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1 TEL 03-3581-2146

付議事項 (1) 理事会付議事項

①平成8年度事業報告及び収支決算の件

②平成9年度事業計画及び収支予算の件

③寄附行為一部変更の件

④役員改選の件

(2) 評議員会付議事項

①役員改選の件

②理事長より上記決算、予算、寄附行為等議案について諮問

2 平成9年度の事業計画

上記の理事会にお諮りする、当財団の平成9年度の主な事業計画の概略は次の通りです。

(1) 法整備支援研修

①ベトナム法整備支援研修(会場:法務総合研究所等)

前期 6月16日～7月4日 テーマ:登記, 戸籍, 供託等民法執行のための諸規則

後期 10月13日～10月31日 テーマ:民事訴訟, 民事執行に関する事項

②カンボジア法整備支援研修

③第2回国際民商事法研修(会場:大阪国際センター等)

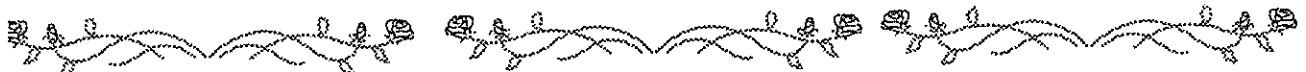
参加国:中国, ベトナム, ミャンマー, カンボジア, モンゴル, ラオス, 韓国

時期 平成10年2月～3月の約5週間

(2) シンポジウム・講演会等の企画事業

①中国北京において日本法制度セミナー開催 時期 平成9年9月

②アジア・太平洋諸国における倒産法シンポジウム 時期 平成9年11月



発行日:平成9年4月30日

発行者:財団法人国際民商事法センター事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833